◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５７号（H26. 7. 18）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（７月１２日～７月１７日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）乗合バスの車内事故③
（４）タクシーの轢死事故
（５）トラックの多重衝突事故
２．「第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
３．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
４．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝６件】（７月１１日～７月１７日分）

（１）乗合バスの車内事故①

７月１４日（月）午後５時頃、千葉県おいて、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約２０名を乗せて運行中、バス停付近で乗客１名が転倒する車内事故が発生した。

事故は、当該バス停手前で当該バスが信号待ちをしていたところ、当該バス停で降車しようと当該乗客が立ち上がり、信号が青になり発車した際に転倒したもの。

この事故により、当該乗客は重傷を負った模様。

（２）乗合バスの車内事故②
７月１６日（水）午前１１時２０分頃、岡山県のバスセンターターミナル内において、岡山県に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せて発車したところ、乗客の１人がバランスを崩して転倒する車内事故が発生した。
この事故により、当該乗客が左大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は乗車後座席に着席しようとしたが、当該バスの運転者は座席に着席するのを確認しないまま発車したため、バランスを崩し転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故③
７月１７日（木）午後０時３７分頃、東京都内において、都内に営業所を置く乗合バスの車内で乗客が転倒する車内事故が発生した。
事故は、バス停から発進した当該バス（乗客１５名）が、遅れてきた客を乗せるため、バス停の少し先で再度停車した際に、当該バス停で先に乗った乗客が移動中であったことから生じたもの。
この事故により、転倒した乗客が第一腰椎圧迫骨折の重傷を負った。

（４）タクシーの轢死事故
７月１２日（土）午前２時１０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが空車にて運行中、交差点を左折し、当該交差点を過ぎたところで男性を轢き、死亡させた。
事故は、路上横臥していた人に気づかず轢いてしまったもの。

（５）トラックの多重衝突事故
７月１４日(月）午前６時１０分頃、福岡県の高速道路上り線で２４台以上が絡む事故があり、死亡１名、重傷１名、１２名が軽傷を負った。
事故は４カ所で発生し、それぞれの発生順については調査中。
死者が発生した事故の概要は、トンネルの入口付近においてトンネル内で発生した事故に気づき、トンネル入口付近でハザードランプを点滅させながら走行車線に停車していた大型トラックの後部に、別の大型トラックが衝突したもの。
この事故で、追突したトラックの運転者が救急車で病院に搬送されが、大動脈弓部破裂により死亡した。

◇◇◇

ます。
日時：１０月１７日（金）１１：３０～受付開始（講演時間１３：００～１７：３０）場所：東京国際フォーラム（ホールC）
今回のセミナーは、国土交通省自動車局安全政策課安全監理室長による自動車運送事業分野における安全政策の動向の報告、ASV等車両の安全対策に関する講演、バス、タクシー、トラックそれぞれの運送事業者様の安全マネジメント取組事例の報告など、会社の経営層から運行管理者等の皆様まで幅広く聴講いただけるプログラムでお送りします。

セミナーの詳細・申込方法はNASVAのＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.nasva.go.jp/gaiyou/houdou01/2014/140630.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

◇◇◇

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇